

○松田町寄ふれあい農林体験施設条例施行規則

(平成3年6月15日規則第9号)

改正 平成17年10月26日規則第13号 平成18年3月27日規則第5号

平成18年8月24日規則第20号 平成24年3月28日規則第3号

平成26年8月28日規則第8号 平成29年3月29日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、松田町寄ふれあい農林体験施設条例(平成3年松田町条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び開館時間)

第2条 松田町寄ふれあい農林体験施設(以下「体験施設」という。)の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 毎週火曜日。ただし、当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日である場合は当該日の翌日とする。

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 体験施設の開館時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 4月から10月まで 午前9時から午後5時まで

(2) 11月から3月まで 午前9時から午後4時まで

3 前2項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、同項に規定する休館日及び開館時間を変更することができる。

(使用の許可申請)

第3条 条例第5条の規定により使用許可を受けようとする者(以下「申請人」という。)は、使用しようとする日から起算して5日前までに体験施設使用許可申請書(第1号様式)により使用を申し込まなければならない。ただし、町長が特にやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用の許可)

第4条 町長は、前項の申請を受理したときは、その適否を決定し、体験施設使用許可通知書(第2号様式)を申請人に通知するものとする。

(使用の取り消し及び変更)

第5条 申請人が、使用許可を取り消し、又は変更しようとするときは、使用しようとする日の3日前までに体験施設使用変更等申請書(第3号様式)により申し出なければならない。ただし、町長が特にやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(遵守事項)

第6条 体験施設の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用目的以外の目的に施設等を使用しないこと。

(2) 許可なく動物又は危険な物品を持ち込まないこと。

(3) 許可なく火気を使用し、又は特別の設備をしないこと。

(4) 騒音、怒声等を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(5) 関係職員の指示に従うこと。

(原状回復義務)

第7条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、直ちに施設等を原状に回復し、関係職員の点検を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第8条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を関係職員に届け出て、その指示を受けなければならない。

(減免)

第9条 条例第11条の規定による減額又は免除は、次に定めるところにより行う。

(1) 次のアからオに掲げる者が利用する場合は、該当する手帳の提示等により、条例第10条第1項第1号に規定する別表第1に定める料金の20%を減額する。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者厚生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 本号アからウに該当する者に現に付き添って介護をしている者(該当する者1人につき、付き添って介護をしている者が2人以上いる場合は、1人に限る。)が使用する場合

オ 本号アからエに該当する者を除いた20名以上の団体で使用し、かつ、別に定めるところにより適正な施設運営に資すると判断される場合

(2) 前号の規定にかかわらず、条例第10条第1項第1号に規定する別表第2中、ドッグラン場の料金については、10回の利用につき次の1回分の料金を免除することができる。

(3) その他町長が特に減額又は免除する必要があると認める場合については、別に定めるところにより、条例第10条第1項第1号及び同項第2号に規定する料金を減額又は免除することができる。

(料金)

第10条 体験施設内の実食及び直売その他サービスの料金は、材料費等実費その他を勘案した額とする。

(指定管理者の管理に係る読替え)

第11条 体験施設の管理を条例第3条第1項に規定する指定管理者が行う場合においては、第2条第3項、第3条、第4条及び第5条中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成3年6月15日から施行する。

附 則(平成17年10月26日規則第13号)

(施行期日)

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成18年3月27日規則第5号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年8月24日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月28日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月27日から適用する。

附 則(平成26年8月28日規則第8号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成29年3月29日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式

体験施設使用許可申請書

[別紙参照]

第2号様式

体験施設使用許可通知書

[別紙参照]

第3号様式

体験施設使用変更等申請書

[別紙参照]